

2026 年 8 月 20 日

「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び 透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（修文案）」 に関する意見

Business Software Alliance（ビジネス・ソフトウェア・アライアンス、以下 BSA）¹は、知的財産戦略本部が「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（修文案）」²（以下、コード案）について、様々な関係者との議論を重ねていることを高く評価します。BSA は、初案に対して意見を提出するとともに、「AI 時代の知的財産権検討会」³においても、その提言内容を説明してまいりました。提出意見において述べているように、BSA は、ソフトウェア開発者を含むクリエイターコミュニティの権利を保護しつつ、AI の責任ある利用を促進する知的財産政策を支持しています。その一方で、そのような政策は、日本における AI を活用した生産性向上、イノベーション、そして国際競争力を不必要に阻害するものであってはならないと考えています。

この観点から、コード案の修文案において、BSA の提言が一定程度反映されたことを歓迎します。例えば、本コードが法的拘束力を有する規範ではなく、営業秘密や安全性・セキュリティに関する機微な情報の強制的な開示を求めるものではないことが明示された点は前向きな改善と評価しています。また、本コードの適用対象となる事業者の範囲が大幅に限定され、企業向けのみや受託事業等の一部の事業活動が適用対象から除外された点についても歓迎します。

¹ Business Software Alliance (<https://bsa.or.jp/>（日本語）、www.bsa.org（英語））は、アメリカ、ヨーロッパ、アジアの 20 を超える市場で活動し、あらゆる分野の産業また一般消費者がイノベーションの恩恵を受けられるよう、テクノロジーに対する信頼を構築する政策を推奨しています。BSA の会員には以下の企業が含まれます：BSA's members include: Adobe, Alteryx, Amadeus, Amazon Web Services, Asana, Atlassian, Autodesk, Avalara, Bentley Systems, Box, Cisco, Cloudflare, Cohere, Cohesity, Dassault Systemes, Databricks, Datadog, Docusign, Dropbox, Elastic, EY, Graphisoft, HubSpot, IBM, Kyndryl, MathWorks, Microsoft, Morisawa, Notion, Okta, OpenAI, Oracle, PagerDuty, Palo Alto Networks, PTC, Rubrik, Salesforce, SAP, ServiceNow, Shopify Inc., Siemens Industry Software Inc., TrendAI, TriNet, Veeam, Workday, Zendesk, and Zoom Communications Inc.

² https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai13/shiryol.pdf

³ https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/index.html

これらの変更は、幅広い事業活動全般への適用から、知的財産権へのリスクが生じ得る特定の場面に焦点を当てる方向へと修正されたものであり、前向きな改善と考えます。しかしながら、さらなる改善も必要であり、とりわけ原則 2 および原則 3 については、本コードから削除すべきであると考えます。

提言

AI の開発・学習に関する法的確実性を確保すること

BSA 会員企業は、イノベーションの推進と知的財産の保護の双方に強くコミットしており、透明性の向上の重要性も十分認識しています。しかしながら、これまでの意見でも述べたとおり、本コードにおいては、著作権法第 30 条の 4 のもと、表現内容の享受を目的としない情報解析のために必要な範囲において著作物の複製その他の利用が認められていることを明示すべきです。

コード案の修文における[原則 1] (2) 二項目 (7 頁) では、「生成 AI の開発・学習等も含めたデータの活用に関しては、他者の知的財産権を侵害しないこと」と記載されています。この表現は、不必要な法的誤解を招くおそれがあるため、修正又は削除されるべきであると考えます。現行の記載では、適法な AI 学習であっても著作権の侵害に該当するとの誤った法解釈につながる可能性があり、著作権法第 30 条の 4 の明確な規定内容と整合しません。

AI、機械学習、データサイエンスといった分野におけるイノベーションが法的な不確実性によって阻害されることのないよう、一貫性のある法制度を維持する観点から、文化庁がこれまで示してきた著作権法第 30 条の 4 に関する解釈に変更がないことを本コードにおいて明確に示すことを推奨します。もしくは、少なくともこの記載から「生成 AI の開発・学習を含めた」という文言を削除することを奨めます。

不相応かつ実行不可能な措置の導入を避けること

また、コードの修文案において、原則 2 及び原則 3 が残されていることを懸念します。コードの修文案では、生成 AI 事業者において、求められた開示事項について「技術的に不可能である」ことを示すための「必要な根拠」を示した場合には、本コードが採用するコンプライ・オア・エクस्पライン」の手法の下で「エクस्पライン」を行ったものとする、とされています。しかしながら、「必要な根拠」が具体的に何を指すのかは明確ではありません。

これまでの提出意見でも述べたとおり、原則 2 及び原則 3 は、学習データ（インプット）と生成 AI モデルによる出力（アウトプット）を不適切に結び付け、出力側に焦点をあてるべき問題を、入力側の分析によって解決しようとしています。しかし実際には、インプットは著作権侵害の責任の有無を判断する法的枠組みとは直接関係しません。仮に権利侵害に当たる出力についての懸念があれば、現行の著作権法の下で既に適切な救済手段が用意されています。

さらに、日本の民事訴訟法には、訴訟手続の中で関連情報を取得するための制度が既に整備されています。これに対し、原則 2 及び原則 3 は、既存の証拠開示手続を迂回し、AI 開発事業者に対し

て不要な実務負担を課すものです。また、原告に訴訟提起の適格性があるか、あるいは法的に保護される請求権が実際に存在するかが確認される前の段階から、AI 開発事業者の適正な防御権の行使を困難にするおそれがあります。

BSA は、入力側の開示措置に重点を置く原則 2 及び原則 3 が、権利者に実質的な利益をもたらすことなく、濫用的かつ多額の費用を伴うような訴訟を助長することを引き続き懸念しています。これにより、日本の AI 開発目標が不必要に阻害されるおそれがあると考えます。こうした理由から、BSA は原則 2 及び原則 3 を本コードから削除することを求めます。

また、我々は、知的財産戦略本部事務局が、カリフォルニア州で提案されていた「Assembly Bill 412 (AB412)」を注視していることを承知しています。これは、著作権者からの要請があった場合には、生成 AI モデルの学習に用いられた著作物の開示を AI 開発者に求める措置を含む法案でした。先般の面談でお伝えした通り、AB412 は経済のさまざまな分野において極めて論争の多い法案でした。さらに、カリフォルニア州議会は最近、同法案がカリフォルニア州経済に与える影響について十分な分析が行われていないことを理由に、本法案は可決に適さないと結論付けました。その結果、AB412 は今後、カリフォルニア州の立法手続きにおいて審議が進められることはありません。

AB412 の場合と同様の多くの理由から、日本においても本コードを拙速に施行すべきではないと我々は考えます。本コードについても大きな議論があることに加え、日本の経済や AI エコシステムに対して生じ得る意図しない影響について十分な分析が行われていないことを踏まえ、知的財産戦略本部には、より慎重かつ熟慮を重ねたアプローチを採用するよう強く求めます。

限定的利用を目的とした生成 AI サービスに関する適用除外範囲の明確化

BSA は、多くの生成 AI 事業者が本コードの適用対象から明示的に除外されたことを歓迎します。一方で、この適用除外の範囲については、さらなる明確化の余地があると考えます。コードの修正案には「(2) この文書の適用を受ける対象」において、次の主体は適用対象外とされています。

「イ データ提供者またはその指定する限られた範囲の者のみが使用する生成 AI システム又は生成 AI サービスを開発又は提供している場合」また、[具体例]においては、この適用除外の例として、法人 C が自社顧客のみに提供するチャットボットサービスが示されています。

しかしながら、実際には、一部のサービスについては、既存顧客のみならず、見込み顧客や利用者が想定されることがあります。例えば、市役所の場合は、市民だけでなく移住検討者、病院の場合は患者の家族や見舞客等の利用も想定されるものであり、それらは個人名までは指定できないものの属性としては限定されています。こうした利用形態が知的財産権侵害のリスクを高めるとは考えられないため、本コードにおいては、以下の下線部分に示す明確化を追加することを提案します。

[具体例]

例えば、次の場合は、この文書における「生成 AI 開発者」又は「生成 AI 提供者」に該当しない典型例である。

①汎用的な生成A Iシステム又は生成A Iサービスを公衆に提供している法人Aからライセンスを受けた法人Bが、法人Cから法人Cの保有する法人Cに関するデータの提供を受けて、当該汎用的な生成A Iシステム又は生成A Iサービスを基にして法人Cから提供を受けたデータを用いて法人Cの社内業務のみに特化させた生成A Iシステム又は生成A Iサービスを開発し、これを法人Cに提供している場合における「法人B」（当該生成A Iシステム又は生成A Iサービスが法人Cから提供を受けたデータのみに基づき生成を行うよう構築されている場合に限る。）

②上記①の場合における法人Cが、当該生成A Iシステム又は生成A Iサービス（例：チャットボット）を、法人Cの顧客や見込み顧客等の限定的な属性のみに提供している場合における「法人B」及び「法人C」

コンテンツ来歴表示に関する要件及び見直し期間における柔軟性の確保

本コードでは、原則1において、電子透かしやC2PA等の技術的措置を講じていることを開示すべきであるとされています。BSAは、コンテンツの出所及び来歴を確認可能とする、こうした取組を支持しています。一方、現行案で用いられている「可能な限り」という表現については、「合理的に実行可能な範囲で」へ修正することを推奨します。現時点ではコンテンツの来歴情報に関する国際的に広く普及し、認知された標準が未だ確立されていないため、この修正は重要です。そのような状況において、一律かつ広範な対応を求めることは、事業者に過度な負担を課すおそれがあります。

また、本コードでは、知的財産権保護のための原則を策定し、責任体制を明確化するとともに、年1回以上これを見直し、その要旨を外部に公表することが求められています。見直しの頻度については、「年1回」ではなく、「5年に1回程度」とする、より合理的な枠組みへの変更を推奨します。

結論

BSAは、知的財産戦略本部が、引き続き関係者との対話を重ねることを強く推奨します。また、利用者、権利者その他の関係者の利益を適切に保護しつつ、AIイノベーションの発展を促進するため、今後も政府との連携を継続できることを期待しています。